**平成２５年（フ）第５３２号**
広島市東区戸坂出江１丁目８番17―303号
破産者　株式会社M＆M
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３３０号**
茨城県水戸市吉沢町614番地の１
破産者　有限会社パワーギグス
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第４６５号**
埼玉県春日部市粕壁東２丁目１番33号
破産者　有限会社ポンデザール
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１７号**
山口県周南市平和通２丁目７番地
破産者　有限会社徳山新光地所
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

**平成２５年（フ）第２３号**
愛媛県宇和島市川内甲2547番地１
破産者　株式会社さがの
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２５年（フ）第５２号**
愛媛県西予市宇和町稲生36番地３
破産者　愛野運送有限会社
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第６６７５号**
大阪府寝屋川市新家２－５－２―204、事業所所在地大阪府門真市北巣本町16―27―203
破産者　田中工務店こと　田中　和博
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１４８号**
茨城県土浦市真鍋新町４番８号　ガーベラ館205
破産者　内田　重美
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第８１８号**
埼玉県加須市本町15番33号、旧住所埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１　E―601
破産者　松村　芙美
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第３１６号**
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番17―601号
破産者　早川　仁志
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第３２６号**
熊本県宇土市新町４丁目３番地　プリベール101、前住所熊本県宇土市宮庄町71番地９
破産者　髙橋都代子
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第９６号**
山形県東根市大字沼沢2566番地、前住所山形県東根市大字沼沢1604番地
破産者　森谷　江里
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５３９号**
東京都町田市山崎町2130番地　山崎団地６―４―502、住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津4063番地　県住宅供給公社１―117、開始決定時の住所相模原市中央区淵野辺本町３丁目17番３号　ルピナス渕野辺103
破産者　森　茂史
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第１９９４号**
愛知県春日井市如意申町４丁目15番地１　ペアハイツＢ棟205号、開始決定時の住所愛知県春日井市梅ケ坪町７番地　ドミール梅ケ坪206号
破産者　堀田　泰宏
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６２４号**
兵庫県高砂市荒井町御旅１丁目19番13号、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町南栄町１番３号
破産者　安井　雅人
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第１９５号**
奈良県生駒市生駒台北52番地
破産者　塚原　　貴
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第５１１号**
北九州市戸畑区福柳木１丁目17番26号
破産者　髙橋　敏明
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１９２号**
茨城県常陸大宮市野口2245番地の３
破産者　松澤　　稔
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所